

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項

(平成24年5月18日 告示第694号)

(趣 旨)

第1条 この要項は、熊本県大家畜経営改善支援資金事務取扱要領第2条に規定する大家畜経営改善支援資金、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第2条に規定する大家畜・養豚特別支援資金、熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領第2条に規定する自立経営体育成資金、熊本県畜産経営維持緊急支援資金事務取扱要領第2条に規定する畜産経営維持緊急支援資金、平成24年7月大水害対策資金融通措置要項第2に規定する平成24年7月大水害対策資金、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領第2に規定する畜産経営改善緊急支援資金、熊本県家畜疾病対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県家畜疾病対策経営安定資金、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項第2に規定する熊本県みかん価格下落対策経営安定資金、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要項第2に規定する熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金、平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害等対策資金、平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成28年熊本地震被害対策資金、熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第2条に規定する畜産経営体質強化支援資金、平成29年台風被害等対策農業資金融通措置要項第2に規定する平成29年台風被害等対策資金、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項第2に規定する新型コロナウイルス対策農業経営安定資金、令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項第2に規定する令和2年7月豪雨被害対策農業資金、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第2条に規定する酪農・肉用牛担い手緊急支援資金及び農林漁業災害対策資金融通措置要項第2に規定する農林漁業災害対策資金（以下「農業制度資金」という。）の利子補給又は利子助成（次条を除き、以下単に「利子補給」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金は、市町村が農業制度資金を融資する金融機関等又は農業制度資金の借入れを行う者に対して、別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表第1に定める利子補給率以上の率で助成を行う場合において、当該市町村に対してその助成に要する経費について予算の範囲内で交付する。

2 以下の資金についての前項の適用については、前項中「別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された別表第1に定める」とあるのは「貸付実行時に適用された」と読み替えるものとする。

- (1) 大家畜経営改善支援資金
- (2) 自立経営体育成資金
- (3) 畜産経営維持緊急支援資金
- (4) 平成24年7月大水害対策資金
- (5) 畜産経営改善緊急支援資金
- (6) 熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金
- (7) 熊本県みかん価格下落対策経営安定資金
- (8) 熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金
- (9) 平成27年台風被害等対策資金

(補助金の額)

第3条 前条の規定により市町村に交付する補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における別表第1に掲げる資金の種類ごとに貸付実行時に適用された補助率を融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に乗じて得た額の合計額とする。

ただし、大家畜経営改善支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、熊本県家畜疾病対策経営安定資金、畜産経営体質強化支援資金及び酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計算期間は、毎年の貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日まで（初年度にあっては、貸付実行日から翌年の貸付応答日の前日まで）とする。

2 前条第2項に掲げる資金については、前項の「別表第1に掲げる資金の種類ごとに、貸付実行時に適用された」を「貸付実行時に適用された」と読み替えるものとする。

（補助金の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 利子補給実績報告書（別記第2号様式）

(2) 収支決算書（別記第3号様式）

(3) 市町村の利子補給に関する規則等又は市町村と融資機関との間に締結した利子補給契約書の写し

2 知事は、前項に規定する書類のほか必要な書類を求めることができる。

3 第1項の申請書の提出期限は、毎年2月20日とする。ただし、大家畜経営改善支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、熊本県家畜疾病対策経営安定資金、畜産経営体質強化支援資金及び酪農・肉用牛担い手緊急支援資金においては、計算期間の末日の属する年の翌年の2月20日とする。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に対し熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）を送付するものとする。

（補助金の請求）

第6条 補助金の請求をしようとする市町村長は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（書類記載事項の変更）

第7条 この要項により、知事に提出した書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受け、その指示に従わなければならない。

（流用の禁止）

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、当該補助金を他の用途に流用してはならない。

（補助金交付の取消し等）

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた市町村長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を取消し、又は変更することができる。その場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部若しくは一部の返還を期限を定めて、命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条及び第8条の規定に違反したとき。

- 2 知事は、融資機関が熊本県大家畜経営改善支援資金事務取扱要領、熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領、熊本県自立経営体育成資金事務取扱要領、熊本県畜産経営維持緊急支援資金事務取扱要領、平成24年7月大水害対策資金融通措置要項、熊本県畜産経営改善緊急支援資金事務取扱要領、熊本県家畜疾病対策経営安定資金融通措置要項、熊本県豚流行性下痢対策経営安定資金融通措置要項、熊本県みかん価格下落対策経営安定資金融通措置要項、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金融通措置要項、平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項、平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項、熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領、平成29年台風被害等対策農業資金融通措置要項、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項、令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領及び農林漁業災害対策資金融通措置要項の規定に違反して運用したと認めた場合は、前項の規定に準じ市町村長に対して応分の措置を行う。

(加算金及び延滞金)

- 第10条 前条の規定による処分に関し、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 市町村長は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(雑 則)

- 第11条 この要項の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年5月7日から施行する。
- 2 熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項(昭和47年熊本県告示835号)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成26年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成27年11月13日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成２８年２月１９日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成２７年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成２８年４月２８日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成２８年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成２８年１１月１１日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成２９年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成２９年１０月２０日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成２９年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、平成３０年３月２０日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成２９年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和２年３月１９日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和元年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和２年８月１８日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和２年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和３年４月２１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要項は、令和３年９月２８日から施行する。

附 則

この要項は、令和６年９月２０日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和６年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

附 則

この要項は、令和７年６月６日から施行する。

附 則

この要項は、令和７年１０月７日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、令和７年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

資金の種類	利子補給率
1 大家畜・養豚特別支援資金	熊本県大家畜・養豚特別支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
2 平成28年熊本地震被害対策資金	平成28年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
3 畜産経営体質強化支援資金	熊本県畜産経営体質強化支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
4 熊本県家畜疾病対策経営安定資金	熊本県家畜疾病対策経営安定資金融通措置要項別表2のA欄に定める率
5 平成29年台風被害等対策資金	平成29年台風被害対策等農業資金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)の市町村利子補給等率の欄に定める率
6 新型コロナウイルス対策農業経営安定資金	新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項別表1の市町村利子補給等率の欄に定める率
7 令和2年7月豪雨被害対策農業資金	令和2年7月豪雨被害対策農業資金融通措置要項別表の市町村利子補給等率の欄に定める率
8 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第5条第1項の算式Aにより算定された割合
9 農林漁業災害対策資金	農林漁業災害対策資金融通措置要項別表2の市町村利子補給等率の欄に定める率